

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	職員課	整理番号	2-2
処分の種類	恩給給与規則に基づく恩給受給権調査に関する申立書の未提出による支給差止め			
根拠法令条例等・条項	恩給給与規則(大正12年勅令第369号)第34条ノ5			
処分の概要	恩給受給権調査に関する申立書の提出がない場合、申立書を提出すべき月の次の支給期以降、支給を停止する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	恩給給与規則第34条ノ5に規定する「書類ヲ差出サザル場合」とは、恩給受給権申立書を期限までに提出しないことをいう。			
基準の制定根拠	平成11年10月22日付恩総発第147号「恩給手続に関する行政手続法の運用について(通知)」			